

No.222
2018
3/6



はちおうじ

JR東労組
八王子地本

JR東日本ステーションサービス協議会

JR東労組スサ申第5号

団体交渉は8日14時～

「人事・賃金制度の改正に関する基本要件申し入れ」

JR東労組本部は3月5日に申し入れを行いました。交渉日程は8日14時からを予定しています。JR東労組は「人事・賃金制度の改正」提案を受け「**説明申し入れ**」を行い、さらに不明な点を「**第2次説明申し入れ**」で交渉を行ってきました。第2次説明交渉では「**安全**」について「**等級毎に期待する役割**」に記載されていないことに対して、会社は「**企業理念や行動指針に掲げていることから、あえて入れるものでない**」と回答しています。しかし、**社員が安全を実践できる職場風土を醸成するために明確化**することが必要です。鉄道業に大切なチームワークを醸成するためにも公平・公正な評価が行える人事・賃金制度を目指し、各等級の昇格は在級年数に応じて自動昇格とすることが必要不可欠です。

安全意識の高揚と教育・訓練の充実を図ると共に、人事・賃金制度は今後の組合員の生活設計や会社の経営に多大な影響を及ぼす事から、競争・差別のない明るく働きがいのある職場と会社を創るために、下記の通り申し入れました。



- 1.安全を基礎に「知識・技能」の技術継承ができる人事・賃金制度とすること。また、等級毎の期待する役割に「安全第一」を反映する事。
- 2.社員間の競争ではなく、お客様に対して心のこもったサービスを提供できる職場環境と人材育成のために、各等級の昇格は在級年数に従い、自動昇格とする事。
- 3.人事考課を明確にし、偏った評価とならない対策を講じること。また、マネジメントとしての役割を明確にし、安全、サービスの教育・訓練の充実を図る事。
- 4.管区制の要員体制を明確にし、休日出勤を前提とした勤務、運用は行わない事。
- 5.組合員に対して、差別・不当労働行為を発生させないために具体的な対策を講ずる事。
- 6.賃金抑制につながる基本給範囲の設定の上限をもうけない事。
- 7.昇給額の在級年数及び超えた場合の定期昇給を半額にする措置をもうけない事。
- 8.昇給額を増額する事。
 - ①昇給額1等級1,000円を2,000円とする事。
 - ②昇給額2等級1,300円を2,300円とする事。
 - ③昇給額3等級2,300円を3,000円とする事。
 - ④昇給額4等級3,000円を3,600円とする事。
- 9.繁忙手当は、全駅で勤務する一般社員に支給する事。また、暦日当たり1,000円を2,000円に増額する事。

東労組の組織力で要求獲得！安全な鉄道を構築しよう！！